

# 琉球大学学術リポジトリ

## 久高ウミンチュの歴史的展開

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2013-05-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤嶺, 政信, Akamine, Masanobu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/26040">http://hdl.handle.net/20.500.12000/26040</a>

## 久高ウミンチュの歴史的展開

Historical development of Kudaka's *Uminchu*

赤 嶺 政 信

### はじめに

久高島（沖縄県南城市知念字久高）で男子の場合に限って行われたブンフギ（船漕ぎ）という産育儀礼は、島で生まれた男子は、生まれながらにしてウミンチュ（漁業や航海など海に関わる仕事に従事する人）になることが期待されていたことを示すものである。すなわち、男子を抱いた成人女性（籤で決める）が浜に上げたサバニに乗り込み、男子と一緒に舟を漕ぐ所作をするというのがブンヌギであり、女子に対して行われたハチウガミと対照をなしている。女子のハチウアガミ（初拝み、あるいはウガミは御嶽の意味もあるので御嶽への初参り）とは、生後3ヶ月を過ぎた女子がいる家が、3月・6月・8月のマティ（祭）のいずれかの機会に、その女子を伴って御嶽にお参りをする儀礼のことである。

また、久高島の女性が詠んだとされる次の琉歌は、久高島の男たちの人生が、「ウミンチュとして旅を歩く」ものとしてあったことを示している。「旅アツチュル ウェーダー（旅を歩いている－旅にいる－間は）／ンナガ グトドー（皆の夫だよ）／クサビ クァーサバ（クサビを釣るようになったら）／ワー グトドー（私の夫だよ）」。この歌は、危険と隣り合わせの旅（ウミンチュとしての旅）にいる間は浮気をしていいが、歳を重ねて旅にも行けず、島でクサバーという小魚を釣る頃になったならば私だけの夫である、と

いう意味だとされる。

本稿は、沖縄の他地域に比べて特異な存在としてあった久高ウミンチュの活動について、近世から近代にかけての歴史的展開に焦点を当てて叙述し、検討を加えるものである。

## 一 国王のご奉公をする久高ウミンチュ

かつて久高島の結婚式の宴の座開きでは、「かぎやで風」の音曲にのせて、次の歌詞が歌われたという。「イキガミグァ ナサバ（男の子が生まれたら）／シュンジャンナシ メデイ（首里加那志＝国王様のご奉公／イナグミグァ ナサバ（女の子が生まれたら）／チミヌ メデイ（君＝聞得大君のご奉公）」。「男子が生まれたら国王様のご奉公」というのは、島での伝承によれば、琉球王国時代の久高島の男性は、王府の公用船でウミンチュとして働く義務を負っていたことに関わるのだという。すなわち、久高島には、トーシン・ヘージンという言葉が伝えられているが、トーシンは琉球と中国とを往来した唐船のこと、ヘージンは琉球と薩摩を往来した楢船のことで、かつて島の男たちはトーシン・ヘージンの船頭あるいは乗組員を務めて「国王のご奉公」をしたというのである。某家の石垣囲いが立派であるのは祖先が船頭を務めて富を築いたためであるとか、あるいは、某家には唐から持ち帰った観音像があった等の伝承がある。

また、当主から数えて5代上の祖先にあたる内間親雲上という人物が唐船の船頭だったという<チマリヤ>という家では<sup>(1)</sup>、床の間（トウク）に「唐船の船霊」と呼ぶ香炉を祀り（図1）<sup>(2)</sup>、また、屋内には唐船だとされる木製の船の模型を飾っている（図2）。かつては、他の4、5軒の家にも同じような船の模型があったが、現存しているのは当家のみだという。当家での言い伝えによると、内間親雲上が乗る船が出航している間は、船の模型を屋外に出して

において、那覇港に帰港すると屋内に戻したという<sup>(3)</sup>。また、航海中の船での時間の計測は、無風状態の部屋で線香に火を点し、その燃え進み具合によってなされたという話も伝わっている。



図1 船霊の香炉（右側）



図2 唐船の模型

さて、久高島の男たちが王府の船に乗組んで活躍したという島での言い伝えは、文献史料の側からも確認できるだろうか。以下で考証していきたい。

唐船の船頭をした人物について知り得る史料のひとつに、中国福州市にある琉球人墓の墓碑がある。すなわち、光緒6（明治13）年刻銘のその墓碑には、「使者 貢船船頭久高島大里内間筑登之親雲上 墓」と記されている〔新垣源勇 1983：8〕。「大里内間筑登之親雲上」という人物は、久高島に「大里」と宛字をする<ウプラトゥ>という家号の家があるので、大里家の祖先だと推定できる。

また、『琉球王国評定書文書』の1856年付けの文書には、接貢船定加子として「外間村大瀬 之 内間筑登之親雲上」、佐事として「外間村登口小 之 安里筑登之親雲上」の2人の久高島民の名前があり、さらに、「去年護送船水主」として「久高村東西はん 之 西銘筑登之親雲上」と「久高村上之安室屋 之 内間にや」の名前が見える〔琉球王国評定所文書編集委員会編 1994：648〕。この史料によって、同じ唐船関係の船に複数の久高島民が同時に乗り組む場合があったことが確認できる。

楳船に関わった久高島民については、『琉球王国評定書文書』の1852年付けの文書に、楳船の船頭として「外間村内間筑登之親雲上」と「外間村西銘筑登之親雲上」という2人の人物名があることによって確認ができる〔琉球王国評定所文書編集委員会編 1991：350〕<sup>(4)</sup>。

歴史文献に精通していないためか、筆者の印象としては、久高島民が唐船や楳船の船頭や乗組員を勤めていることを直接的に示す史料は乏しいという感じがするが、以下で見るように、久高島民が公務として楳船や馬艦船に乗組んで働いていたことは、確かな事実として認めることができそうである。

まずは、小島櫻禮が指摘している『琉球産業制度資料』第8巻「租税制度の三」の中の、次の史料に指目しよう。それは、沖縄県の租税課と租税課の顧問との間で交わされた明治15年5月1日付けの往復文書で、その中に「知念間切久高島は夫役銭免除云々、御尋問の趣き了承、右島の儀地面狭悪の所にて、耕作の働き不罷成百姓及困難候上、楳船馬艦船佐事加子相勤候に付、嘉慶19戌年〔甲戌の誤記〕より免除相成候（略）」という記事がある〔小島 1979：7〕。この記事の内容から、久高島の男たちが楳船や馬艦船に「佐事加子」として勤めていることを理由の一つとして、嘉慶19（1814）年から夫役銭が免除になっていることが判明する。この夫役銭免除の措置に関連しているのであろうか、小島も指摘するように、この時期以降、海上での久高島民の活動の様子が王府の史料に散見されるようになる〔同前：7～8〕。

次に、道光27（1847）年の評定所の「案書」に見える次の記事に注意を向けたい。

久高島人共礮御茶屋前ニ而洲入魚取方・泳勝負等被仰付、  
少将様被遊

御覧、御内、拝領物被仰付候段、問合之返事。〔琉球王国評定所文書編集委員会編 1989：530〕

少将とは薩摩藩主の島津斉彬のことであり、薩摩藩主の命により久高ウミン

チュたちが「洲入魚取方・泳勝負」を披露したことに対して、薩摩藩主が「拝領物」を与えたことを示す史料である。それから16年後にも同様のことがあったことは、『球陽』附卷尚泰16（1863）年の条に見える、次の記事によって確認できる。

此の年、太守命じて曰く、朕、属内の浦人をして精しく水術を学び、海産を探求せしめんと欲す。宜しく久高人民五六名を撥して、水術を教訓せしむべし等因。遵ひて即ち四名を遣撥す。〔球陽研究会編 1974：736〕

すなわち、薩摩からの要請に従って、薩摩の漁民に「水術」や「海産の探究」を指導するために4名の久高島民が派遣されていることがわかる史料である。さらに、『球陽』の別の記事によって、この4名は翌年帰国し、交替要員として同じく久高島民5名が派遣され、帰国した4名には爵位が与えられていることもわかる〔同前〕。薩摩藩主から直接指名を受けるほどに、久高島民の「水術」や「海産の探究」に対する高い評価が周知されていて、久高ウミンチュはそのすぐれた技能でもって国王（王府）に奉公していたと理解していいだろう。

先述の通り、久高船に関する記事は1814年以降に登場し、それ以前の状況については具体的に確認できる史料に事欠いているが、航海や漁撈といった特殊な技術が短期間で修得されるものではないことを考慮すると、ウミンチュとしての久高島民の活動は、王府の史料に登場する時期よりさらに以前にまで遡るものと考えるのが妥当だろう。

その点に関連して、小川徹が指摘するところの、明治14年に沖縄県の租税課から島尻郡役所長宛の通達のなかに見える次の文書は興味深い。

御所轄内知念間切久高村百姓地之儀、旧藩政中、唐船並御国渡、舸子相勤候ニ付、数百年ノ已前ヨリ該地ニ係ル貢租免除相成居候分、既ニ廢藩ノ砌自然ト廢シノ姿ニ有之、置県後ハ高尻可相立筋ニ付（略）〔小川 1985：2〕

小川は、この史料に依拠して、久高島の貢租免除は、先に引用した『琉球産業制度資料』第8巻「租税制度の三」でいう1814年から始まったものではなく、少なくとも久高側には、唐船等での「舸子」としての勤めとその見返りとしての貢租免除は「数百年ノ已前」からの歴史があった、という認識が存在していたことを指摘している〔同前〕。

久高ウミンチュが島外において活発な活動を開始する時期に関しては、次節において、久高島でイラブーと呼んでいるエラブウミヘビの漁をめぐる問題を取り上げながら、さらに検討していくことにしたい。

## 二 イラブー漁をめぐる

まずは、イラブー漁の概要について述べることから始めたい。

久高島では、産卵と交尾のために海岸の洞穴等に上がってくるイラブー（エラブウミヘビ属のエラブウミヘビとアオマダラウミヘビの二種）を捕獲する漁が行われてきたが、捕獲する場所に対する権利が、特定の神役と村落祭祀の供物徴収などに関わる2名のハッシャ（村頭とも）と呼ばれる役職（2年任期）に与えられている点に特徴がある。すなわち、島の南西岸のイラブーガマー帯に対しては久高ノロ家と2名の村頭が、イリバンと呼ばれる島の西海岸一帯に対しては外間ノロ家が、徳仁港の南に浮かぶフシマ（小島）に対しては外間根人（ニーチュ）が、それぞれ捕獲権を有している。なお、イラブーガマー帯のイラブーの捕獲権は、かつては久高ノロ家の独占であったが、明治期に久高村側からの要請を受けた久高ノロ家の配慮によって、それまで無給であった村頭職に対してイラブー捕獲の権利が与えられるようになったものとされ、現に、久高ノロ家に対する久高村側からのイラブー漁業権の譲渡に関する要請文書（明治35年1月7日付け）が、久高ノロ家に残されている。

神役がイラブーの捕獲権を有することについては、比嘉康雄が報告してい

る4月と8月のハンジャンシ祭祀で歌われる次の歌謡が参考になる〔比嘉1993b:118〕。訳文も比嘉による。

(略)

フボーネーカサー	外間ノロに
タボーチメール	下された
ニシバンヌ	北側の
シマナギン	海岸
アナグウチミュウバタ	イラブーの漁場
ウプヌシメーニ	久高ノロに
タボーチメール	下された
アナグウチミュウバタ	イラブーの漁場
フカマシーニ	外間根人に
タボーチメール	下された
メーヌフシマ	前の小島
アナグウチミュウバタ	イラブーの漁場

(略)

比嘉が、「ウプヌシメー」を久高ノロとしているのは、ウプヌシメーを久高ノロが兼任していた「アガリウプヌシ」という神役と同一だと解したためであるが〔比嘉 1993a:42〕、いずれにせよ、歌詞に登場する「タボーチメール」は「神が賜った」の意であるから、神役のもつイラブーの捕獲権は、神からの賜り物だという観念があったことがわかる。

次に、久高島の地頭職を代々勤めたことのある恵姓久高一門の保有する「久高嶋江為御祭礼被遊 行幸候時、御規式之事」という史料（国王の久高行幸が中止となる1663年以前の史料だと思われるが、年代は特定できない）<sup>(5)</sup>に注意を向けたい。その中の次に掲げる史料の一節からは、久高島を領有する地頭はイラブーに対する権利を有し、かつそれは神託によって与えられたものだとい



う認識があったことがわかる。

一 昔日神託（託）に、ゑらふ鯀水穴両所、地頭ニ賜候間、毎年八月神遊之時、彼ゑらふうなき取候而、御馳走可仕由候、若此水穴より地頭之外ニうなき取者あらは、上道とふらは、つ□□な？れ、下道とふらはかたわらなれ□さしくし、ぬきくしとて被差置候、たいこ□□有之候事、

神託によって地頭に賜ったとされる2カ所の「水穴」の場所は、史料からは特定できないが、現在最も捕獲量の多い島の南西岸のイラブーガマである可能性が高いと思われる。地頭以外の者が捕獲すると祟りがあると考えられていた点も、イラブーの捕獲権が神から付与されたものだという観念と関わっているだろう。

イラブー漁に関する現行の祭祀は、大漁の祈願や感謝を目的に年に数回行なわれるが、いずれの祭祀も久高ノロによって司祭される。また、9月のハンジャナシという祭祀の折りに、久高ノロが他の高位の神役を招いてイラブー料理で接待するムムハマーと呼ばれる行事もある〔比嘉 1993a：42～43、1993b：139～141〕。

久高島民が、島外での漁撈活動においてもイラブー漁を行っていたことは、名越左源太が『南島雑話』の中で、奄美大島においてイラブー漁をする久高島民の様子を挿絵で紹介していることから確認できる〔名越 1984a：208〕。さらに『南島雑話』には、「永良部宇奈貴 琉球国産物。久多加島より小船に乗り、大小数千尾を取る。大なるは三味線を張る皮に用ゆ」〔名越 1984b：166〕とか、「本琉球久高島人、常に漁方に来りて居住す。久高[島民]此島[横当島]より帰るときは水のある処を深くかくし置く。若し水あれば魚取る者大島辺より多く来り居住せん事をきらひ、また此島には永良部鰻魚其外魚多き故如斯と云」〔同前：117〕などの興味深い記述も見られる。

以上、イラブー漁の概要をおさえたうえで、以下では、久高ウミンチュによるイラブー漁と国家制度との関係について検討していくことにしたい。まず

は、冊封使一行にイラブー料理が振る舞われていることに注意を向けてみよう。筆者が確認した限り、以下の3名の冊封使録に海蛇の話が登場する。年代の古い順に見ていくと、夏子陽の『使琉球録』（1606）には、「かわった蛇があって、その色は黒く、風疾を治すとされる。」〔原田訳注 2001：178〕という記述が見える。さらに、汪揖の『使琉球雜録』（1683）の「物産」の項には、以下のように海蛇が登場する。

国王が、時期をみはからって、使臣のごきげんをうかがう（使者を天使館に遣わす）ときは、必ず海蛇を持参する。長さ、一、二尺ほど。まっすぐ固くなっていて、まるで朽ち縄のようで、おそろしげなさまは、憎々し。この国の人は、特に手に入れるのがむずかしいとっている。何に使うのか、とたずねたところ、料理にすれば、その性は熱で、持病の治療ができるとのことである。〔原田訳注 1997：115～116〕

最後に、周煌の『琉球国志略』（1756）の「物産」の項にも海蛇が見え、以下のように説明されている。

海蛇 国王が天使を問安させる時に、必ず海蛇一束を呈上する。長さは2、3尺で、堅くてまっすぐで、まるで朽ちた縄のようで、黒色で獐猛な顔付きで、恐ろしげである。この国の人は、これを御馳走だとしている。その性は熱で、よく慢性疾患を改善し、らいを治すといわれる。〔原田訳注 2003：630〕

以上の三つの記事の内容からして、冊封使一行に振る舞われた海蛇が薫製されたイラブーであることは間違いないと思われるが、問題はその産地である。中国人の記録には産地についての言及はないため史料からは特定できないが、以下で見て行くように、冊封使一行に供されたイラブーは、久高島から王府への貢納品であったと推測することができる。

まずは、八重山の豊川家所蔵の「御手形写拔書」の1788年5月13日付けの以下の文書に注意を向けたい。

去ル二月廿五日知念間切久高島之者拾三人、小舟六艘ニ乗組、平久保村之津江致漂着候付、問尋方被申渡候処、官符[府か]御用之永良部おなき取用態々為致渡海由、(略)〔石垣市総務部市史編集室 1998:61〕

すなわち、八重山の平久保に久高島ウミンチュ13名が漂着し、八重山の在番役人が彼らに事情を聞いたところ、王府への納める（「官府御用」）永良部ウナギを捕獲するために出漁した、という返答を得たという内容である。

さらに、同治4（1865）年から同治8（1869）年の間の「両先島在番往復文書」の中には、次の文書が見える。

久高島下小之西銘筑登之親雲上四反帆船壹艘、久高島より那覇川江回船之洋中向風相成、多良間島江漂着、官府用之ゑらふ鯰取得方為当島罷渡候処、(略)〔琉球王国評定所文書編集委員会編 2000:412〕。

この二つの史料は、近世期に久高島のウミンチュたちが、「官府用」のイラブー漁に従事していた事実が確認できる点で重要である。イラブー漁が久高ウミンチュによって独占されていたかどうかは史料からは確認できないが、大量にイラブーを捕獲しそれを薫製にする技術を保持してきた地域は、琉球国内において久高島以外には見られないことを考慮すると、その可能性は極めて高いとみなすべきであろう。そうすると、久高ウミンチュたちは、久高船の記事が王府の記録に登場する19世紀初頭のはるか以前から、イラブーの捕獲とそれを燻製する技術－楫船や馬艦船の乗組員とは別の任務－でもって、王府と特別な関係を結んでいたことを想定することができる。

ところで、徐葆光の『中山傳信録』（1721）の巻四「琉球三十六島」には、姑達佳（久高）でカツオ節の生産が行われているという、以下の記事が見えることに注意を向けおきたい。

赤秣米・黄小米・海帯菜・龍蝦・五色魚・佳蘇魚を産する。佳蘇魚の本名は黒鰻魚で、大きいものは長さ8、9尺、胴まわりは1尺ほどあり、その肉をさいて乾肉にする。あちこちの島に多く産するが、この島のものは良

質である。〔原田訳注 1999：318〕

さらに、周煌の『琉球国志略』（1756）にも、「佳蘇魚」について、「馬叉魚の背で作る。徐録に『黒鰻魚の肉を削り、乾かしたものであ』といているが、それはちがう。長さ一尺ほどあり、（織機の）梭の形をして、色は枯のようである。久高産のものがよい。」〔原田訳注 2003：629〕という記述があることにも注意を向ける必要がある。

原田禹雄は、久高産のカツオ節への冊封使の言及に関して、当時のカツオ節は薩摩からの輸入品であり、久高産としたのは薩摩との関係を中国側に隠蔽するためだとするが〔同前：631〕、それを断定するには一定の留保が必要だと思われる。すなわち、久高島では、イラブーを薫製する施設をバイカンヤと呼ぶが、バイカン（焙乾）という言葉は、カツオ節の生産工程で使われる用語である〔北村 2004〕ことに注意する必要がある。宮下章も、イラブーの薫製法とカツオ節の製法の工程が類似していることに注意を喚起しつつ、先の冊封使の記事を踏まえて、久高島民がカツオ節の生産に関与した可能性について検討を加えている〔宮下 2000：175～188〕。

さらに、豊見山和行も、先の徐葆光の久高島に関する記述に関して、「琉球では明治期になって初めてカツオ節を生産するようになったと一般的には理解されている。しかしこの記述はカツオ節の生産方法を略述したものであり、琉球王国時代にすでに久高島などではカツオ節の生産技術を持っていたことを示唆する内容となっている（略）。久高島民は、王国時代からエラブウミヘビ（イラブー）漁で著名であり、その薫製技術とカツオ節生産との関連性は、十分に再検討の余地を残している」と述べており〔豊見山 2006：158〕、イラブーの薫製技術とカツオ節の生産との関連については、今後の課題として留意しておく必要があるだろう。

### 三 海運業者としての久高ウミンチュ

本節では、久高島民が民間船で海運業を展開している状況について見ていくことにする。最初に、『球陽』尚灝26（1829）年の条に見える以下の記事に注意を向けたい。

本国、上届申年以來、飢荒荐りに臻る。上届戌九月、米穀を運ばんとし、飛舟を琉館に遣はす。該舟返棹緩遅し、食需望を失う。仍りて復上届亥二月、知念郡外間村の内間筑登之親雲上・久高村の西銘筑登之等八名を飛遣す。該内間等、米穀を載運して全く回り来るを得たり。是れに由りて外間を賞して中布二端を賜ひ、西銘等八名を賞して爵位を賜ひ、以て其の功を表す。〔球陽研究会 1974：497〕

この記事は、久高島の内間筑登之親雲上と西銘筑登之ら8名が、王府の命によって薩摩から「飛舟」で米穀を無事に運んだ功績に対して、王府が褒美や爵位を与えたという内容である。この史料で「飛舟」と呼ばれる船の実体は、他の史料で「久高船」と記されることのある、久高島民が所有する、あるいは久高島民が船頭を勤める民間船のことだと思われる。

海運業に関わる久高船については、『知念村史第一巻資料編1 知念の文献資料』において、『中山世譜』やその他の史料に登場する久高船関連の記事が要領よく整理されているので、それを参照することにした。〔知念村史編集委員会 1983：461～469〕。上記文献では、1814年から1876年までの62年間に、久高船に関する18件の記事が拾い出されている。その中で目立つのが、宮古・八重山の年貢運搬等に関わる久高船の遭難事例、および八重山在番・筆者等が久高船に便乗して着任・帰国している事例である（9件、その内、「知念間切地船」とするのが1件）。また、中国沿岸方面へ久高船が漂着した事例が9件（その内、「知念郡船」とするのが4件）ある。史料のなかで「知念郡船・知念間切地船」とあるのも、久高島の人間が関わっている可能性が高いと考えて

いいだろう。

これらの史料から見えてくるのは、この史料の「解題」を執筆した金城正篤が指摘しているように、「久高船、知念間切地船が、宮古・八重山両先島と沖縄本島を結ぶ海上輸送機関として活躍している」〔同前：455〕という事実である。なお、これらの久高船の事例には、船主も船頭も久高島の人間である例と、船主は別にて船頭が久高島の人間である例が見られることにも留意しておきたい。

久高島民が民間船で海運業を展開していることについては、豊見山和行による指摘もあり〔豊見山 2006〕、豊見山の論考には、上記文献で拾われていない事例への言及が見られるので紹介しておきたい。一つは、沖縄島での飢饉に際し、久高船が宮古島から緊急船として穀物の搬送を担っている事例（1827年）で、また、凶作となった奄美大島の状況を薩摩へ急報するための緊急船として雇われている事例もある。さらに豊見山によれば、地船を所持していなかった久米島では、年貢などの運送に際して雇い船に依存していたが、海難事故が絶えなかったために、運送船の雇用にあたっては「久高船に限ってほしい」という要請を久米島側が王府に対して行っている事実がある。そのことも踏まえると、豊見山が指摘するように、久高ウミンチュが活発な海運業を展開できたのは、「久高船が航海に熟練し安定度の高い船舶として名声を博していた」〔同前：184〕ことがその背景としてあったのは間違いないだろう。

#### 四 久高ウミンチュの交易活動

久高ウミンチュの歴史的展開の全体像に把握するためには、「国王のご奉公」とは異なる彼らの交易活動についても注意を向ける必要があるが、それについても、豊見山和行による史料紹介と論考〔豊見山 2001、2006b〕が既にあるので、主にそれを参照しながら見ていくことにしたい。

最初に、豊見山が指摘している1748年布達の「美里間切締向条々」に見える、以下の記事（豊見山による読み下し）に注意を向けたい。

美里間切では七月盆の祭札において、以前から津堅島民や久高島民らは乾し魚を大量に持ち込んで同間切に住む親類縁者たちに配り、その返礼として稲束か粟束を受け取り、さらに土産として餅や御酒をもらい受ける慣行があるという。そのあり方は無駄な出費となる行為であり全く宜しくないなので、今後は一切禁止とする。もし、この通達に背いて津堅や久高島民を宿泊させた者には罰金として銅銭三〇貫文、村役人の掟や頭に対しても罰金一〇貫文を科すものとする。〔同前 2006b：182〕

18世紀の半ばに、久高（および津堅）島民が、沖縄本島中部の対岸と船を使っての交易活動に従事していることがわかる史料である。これまでの久高島に関する研究において触れられることのなかった、また、久高島の伝承世界から完全に失われている事実であり、その意味で貴重な史料といえる。なお、この史料に「美里間切に住む親類縁者」という文面があるが、久高島や津堅島と美里間切と間に通婚関係があったということだろうか。久高島に関する限り腑に落ちないものを感じるが、ここでは不問に付しておく。

次に、同じく豊見山が紹介する次の史料に目を向けてみよう。1713年から1826年までの年代幅をもつ「法令集」の一部であるが、年代は特定できていないという。

久高嶋之者共、屋久嶋江鱸取得方として差越候節、諸品物積渡致交易候間得之趣有之、向後取締可申渡旨被仰渡候段、琉球館より申来候、道之嶋江密々致渡海候儀者素より之御大禁にて候処其守無之、右式品物等致交易不届之仕形、畢竟役□（々）下知方不行届所より件之次第、別而如何之至候条、以来御法度之旨を堅相守、右躰交易方一切可差留候、尤漁獵杯之節風並次第自然漂着等いたし候者早々罷帰、勿論商売方軽物逆茂一切いたし間敷候、乍此上令違背大和より重而被仰渡儀候ハ、至而御不都合相成事ニ

而、其節者当人□（不）及申役々迄茂屹与可及御沙汰候条、聊無取違嚴重相守様可被申渡旨、御指図ニ而候、以上、〔豊見山 2001：25〕

豊見山は、この史料の内容を以下の二点に整理している。一点目として、久高島人らは鱶（イラブー）漁のため屋久島まで進出し、同時に商品を積載して交易活動をも展開していたため、そのことが薩摩藩で問題視され、琉球館を通じてその取り締まりが通告されていたこと、二点目として、本来、琉球から道の島（奄美諸島地域）への渡海は禁止されているにもかかわらず遵守されずに交易活動が行われているため、それを一切禁止するという王府からの御指図があったこと、の二点である〔同前〕。豊見山が指摘するように、久高ウミンチュたちが王府の禁止を犯して奄美諸島も越えて屋久島にまで出かけ、漁撈活動だけでなく交易活動（商行為）をも展開していたことは注目に値する事実といえる。

このこととの関連で、筆者が久高島で聞いた以下の話にも注意を向けておきたい。2010年時点で80代の女性の舅にあたる人の話だというから近代のことであるが、その男性は兄弟3名で船を所有し、次のような交易活動をしていたという。沖縄から出航するときにはカシガー袋（麻袋）と琉球漆器を船に積み、カシガー袋は「道の島」で売り捌いて、漆器は鹿児島県の山川港まで運んだ。そして帰途には、屋久島に寄って自分所有の山（後述）から伐りだしたイヌマキや杉を載せて、沖縄では、最初は具志頭村の港川に、後には比謝川河口に下ろして集積したという。3名の内の1名は、久高島に妻子がいたにもかかわらず、屋久島に住みついて家族を営み、その子孫が現在でも屋久島にいう。沖縄・道の島・鹿児島・屋久島を結ぶ船によるこの交易活動は、先の史料の内容を考慮すると、近代になってから新たに始まったものではなく、近世にまで遡る久高人の交易活動の歴史に連なるものと判断していいだろう。

久高島民が屋久島の山を所有していた事情については、以下の通りである。この三兄弟の祖先（具体的関係は不明）が、中国での密貿易によって仕入れた



大量の紅花をヤマトウ（日本）で売って金を稼ぎ、それを元手に屋久島の山を買ったという。真偽が定かでない部分を含む話ではあるが、今後の参考のために書き留めておくことにする<sup>(6)</sup>。

#### 四 奄美諸島以北での久高ウミンチュの活動

奄美諸島およびトカラ地域あたりでの久高ウミンチュの活動については、これまでの研究や筆者の久高島での聞き書きによってある程度明らかにすることができるので、以下でそれについて整理しておきたい。

奄美諸島以北における糸満系漁民の活躍は有名だが、おそらく糸満系漁民よりも久高系漁民の活動の方が古い時代にまで遡るであろうことは、先の豊見山の紹介する史料や、次の東恩納寛惇の指摘によって推測することが可能である。すなわち、東恩納は久高島民について、「住民主に漁撈に従事し、クリ舟を操って遠征す。奄美大島で、沖縄人のことは『クダカー』[久高人]と唱へているのも久高島民がその海上を制圧している事から出た唱へである」〔東恩納 1980: 489〕と述べている。

大正11年から瀬戸内町古仁屋に住んでいた那覇市出身の大正1年生の証言によれば、「当時、沖縄人を「久高」と呼称していた。その後「那覇人（なはんちゅ）」という呼び方をしていたが、出身地が分かるようになると、「糸満」とか呼ぶようになった」〔石原 1990: 44〕という話も参考になる。

登山修の『奄美民俗雑話』にも、「古仁屋の現在の瀬戸内薬局の辺りは、クダカ集落で沖縄や与論島の人たちが従事していた漁師町だった」という記述が見える〔登山 2000: 61〕。さらに、徳之島の山部落の海岸近くに、久高の舟が入り出したことに因むという「久高グチ」とよばれる場所があることを、筆者の現地での調査によって確認することができたことも記しておきたい。

トカラ列島における久高ウミンチュの活動の痕跡は、『十島村誌』の載る以

下の話からも窺うことができる。

平島に来た久高人に太郎じいという人がとても親切にした。鹿児島からの帰りの平島の船が遭難し宮古島に漂着した。宮古島から沖縄に移送されると、平島に来た久高人がいて太郎じいだけにとっても親切にした。水主たちが浜で寝ころんでいると、青空なのに雨が降ってきた。月日を数えると盆の季節で、平島の人が水主たちは死んだものと思って盆の水を親霊様に手向けたせいであった。〔十島村誌編集委員会編 1995：1018～1019〕

さらに、トカラ列島の小宝島には、珊瑚礁の割れ目にある小さな入り江に対する「久高泊」という地名が残るが、「久高泊とは、明治になって沖縄の久高島の人たちがやってきて利用した入り江である。久高島の人たちは村の先の田の近くに、石垣を築き、小屋を建てて住み、貝や魚をとっていた」〔同前：八〇七〕という。これまで検討してきた結果からして、久高島民がやって来たのは、はたして明治以降のことかについては検証する必要があるだろう。

なお、『南島雑話』に見える近世末期の奄美やトカラにおける久高ウミンチュの活動については先にみたので、ここでは繰り返さないことにする。

さて、以上のことを踏まえると、かなり早い時期から奄美諸島やトカラ列島、あるいは薩南諸島を舞台にした久高ウミンチュによる漁撈や交易の活発な活動があったと考えていいだろう。王府が航海や漁撈に関わる公事に久高ウミンチュを取り込むことになったのは、それに先んじて、このような久高ウミンチュの幅広い活発な活動実績があったからだと考えた方が理に適うものと思われる<sup>(7)</sup>。

## 五 近代以降の久高ウミンチュの活動

近代以降の久高ウミンチュの活動についても概観しておきたい。

奄美やトカラ諸島での漁撈活動は近代に入ってまでも続けられ、明治25年生

まれの話者は次のように語っている。

昔の人は4艘のサバニを組んで、順風のときは帆を立てそうでない時は漕いで奄美大島まで行った。2月(旧暦、以下同じ)頃出発し、風の荒いタカワタシニシ(サシバが渡ってくる北風)をやり過ごしてからマミガラヌニシ(まみがらの語義は不明)の吹く頃に島に戻ってきた<sup>(8)</sup>。当地では浜に小屋をつくり食事や作業はそこでし、寝泊まりは民家を借りた。私は、16から17歳にかけての2年間、7名の仲間でトカラの小島[小宝島か]という島にいたが、かつて兄が世話になった民家に寝泊まりした。家賃として魚を分け与えた。15歳の時には5名の仲間で一艘のサバニに乗ってヤンバル(山原、沖縄島北部)に行き、2~6月頃までそこで漁をして獲れた魚は村々を巡って売り歩いた。

この話者が語るように、明治後期の久高島では、男性のほとんどが出稼ぎ漁に従事していたことは、当時の新聞資料によっても確認することができる。以下に掲げるのは、明治44年11月8日の「琉球新報」の記事の一部である。

久高島の如きは戸数135戸人口657人あるが如しと雖も男子の300余人は常に漁業の出稼ぎありて家に在らず。僅かに農業を営むものは340有余の女子のみなりされば、春秋二季の原勝負にも原の案内者には女子のみなるを以て、欠点ある畑の所有者を尋ぬるあるも只だ知らぬと答へ罪を免ぬかれんとするの風あるは、例年に見るを得るのは事実なり。〔沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編 2003:385〕

北方での漁撈活動は、先に紹介した明治25年生の話者の世代がほぼ最後の体験者であり(この話者の奄美諸島やトカラ列島も含めた「海歩き」の体験については、上江洲均による貴重な聞き取り調査報告〔上江洲 1987〕がある)、それ以降は八重山などを中心とした南方への展開へと変わっていく。

昭和10年当時の状況については、新垣孫一による貴重な調査資料がある〔新垣 1935〕。それによれば、島の総人口673名(男311、女362名)の内243名が

出稼ぎに出ており、その地域別と男女の内訳は表1の通りで、成人男性のほとんどが島外に出ていることがわかる。新垣によれば、数が最も多い八重山・与那国・南洋地域では鰹漁が中心で、台湾では海人草採りが主だったという。筆者の調査によると、数軒の家が大型漁船を所有し、また島民のなかに当地で鰹節工場を営む者も出てきて、女性の出稼ぎはその工場で働くのが多かったという。

地域 性別	南洋	台湾	八重山	与那国	海外	沖縄本島	他府県	計(人)
男	40	38	62	12	3	21	0	176
女	16	10	25	5	0	11	0	67
計	56	48	87	17	3	32	0	243

表1 昭和10年の出稼ぎ状況

昭和戦前期の八重山での鰹漁については、大正10年生まれの話者が次のように語っている。

1月16日の行事が終わると船主と若い人々が八重山に出かけ鰹節工場の機械整備や船の準備にとりかかった。若い人たちは給料をもらえるわけではなかったが、島にいても仕事がないし、その間は船主が食事のめんどうをみてくれたので喜んで出かけた。年輩の男たちは3月3日の島の行事を済ませてから出かけ、その頃から10月頃までが鰹の漁期であった。鰹漁が終わると島に戻り、冬の間はアミジケー（網を使った漁）などをして過ごした。男が畑仕事をすることはまずなかった。

この鰹漁は、戦後の1960年前後を境に衰退し、久高島の長い歴史をもつ出稼ぎ漁も終焉を迎えて、それ以降は島を基地にした漁業が展開することになる。1980年代に入ってから、パヤオ（浮魚礁）の周辺で営まれるマグロ漁、カジキ漁、ソデカ漁、およびモズクの養殖が中心となり、近年では海ブドウの栽培なども行われるようになってきている。なお、近年の久高島の漁業をめぐる状況については、寺嶋秀明〔1977〕や内藤直樹〔1999、2003〕等の論考が参考

になる。

## おわりに

以上、本稿では、近世から近代にかけての久高ウミンチュの歴史的展開について、国家制度との関わりに目配りしながら述べてきた。なお、筆者はこれまで、イザイホウを含む久高島の祭祀に強い関心を向けてきたが、イザイホウと同じように12年に1度の午年に行われてきた、男性が主体となるナーリキ（名付け）という行事は、本稿で検討してきた久高島のウミンチュと国家制度との結びつきを考慮に入れなければ、その祭祀内容の正当な理解はできないと考えている。それについては既に別稿〔赤嶺 2009〕で論じているので、関心のある方は是非とも参照していただくことをお願いして、本稿を閉じたいと思う。

### <注>

- (1) <チマリヤ>の当主によると、那覇の泉崎に内間親雲上の邸宅があった場所だとされる土地があり、戦後まもない頃に、彼の父親がその場所（その土地は既に人手に渡っていた）に案内してくれたという。なお、内間親雲上は、島の本妻の他に2人の「妻」がいたという話もあり、彼は那覇と久高島の両方で別々の家族を営んでいたものと思われる。
- (2) 毎月の1日と15日、正月2日のハチウクシ（初起こし）には、船霊の香炉に対する祭祀が行われていたが、2011年10月に当家を訪問したところ、船霊の香炉は床の間から撤去されていた。経緯の詳細については不明であるが、拜む必要はないというユタのハンジに従ったものだという。
- (3) この船の模型は、喜舎場永旬が報告している航海安全の祈願に関わる「風旗（カジバタ）」であると思われる。喜舎場は、八重山では上国役

人が那覇に向けて出発する前に、自宅や頭役の家において「風旗」の祈願式が行われたことを以下のように述べている。風旗は「デイゴの木で馬艦船の模型を造り、高さ3間位の竹竿の上に載せ、艫部に長さ2、3尺位の木綿布に幅3寸位にして上部に海上平穩、一路平安の文字を認めて、前にはプロペラをつけて回転させる。与人以下の役人の自宅では、板で『魚型』の風旗を造り、庭前に立てて海上安穩の祈願式をした」。また、「主婦ならびに姉妹・司・婦人連は毎朝この元に参って一路平安を祈願する」とも述べている〔喜舎場 1970：95～96〕。喜舎場の報告から、航海中の風旗は当該家の屋外（前庭）に飾られていたことがわかるが、唐船が出航している間は船の模型は屋外に出し、帰港すると屋内に戻したという久高島の伝承とつながることになる。なお、風旗について詳細に検討したものに波照間永吉の論考があり〔波照間 2001：218〕、喜舎場永旬の報告の存在についても、波照間の論考に負っている。

- (4) 久高島で唐船の船頭が出たと伝えられている家は、以下の九つの家である。①<ハンシ>、②<スルバン>、③<チマリヤ>、④<スーヤー>、⑤<浜ミンダカリ>、⑥<ヤチャーミンダカリ>、⑦<メーウプラトゥ>、⑧<ツンナーヤ>。そのなかで、『琉球国評定所文書』等に登場する久高島民の家号に該当すると思われるものをかっこ内で示すと、以下の通りである。①<ハンシ>（〔琉球王国評定所文書編集委員会編 1992：26〕の「はなし」）、②<スルバン>（〔同前 1996：189〕の「すのはん」および〔同前 1994：648〕の「西はん」）、⑦<メーウプラトゥ>（前「大里」）。
- (5) 「久高嶋江為御祭礼被遊 行幸候時、御規式之事」は、恵姓久高一門の久高友喜氏からコピーのご恵贈を賜ったものである。久高氏のご厚意に対して深謝したい。なお、原文は草書体で書かれており、本稿で引用す

るのは豊見山和行氏による暫定的な翻刻である。

- (6) 19世紀初頭以降の久高船の中国沿岸への漂着記事については先に見たが、金城正篤は、史料の「解題」において、『中山世譜』のなかには、沖縄本島の各地方、両先島、および各離島にまたがるほとんどの地方の船が、中国沿岸地方（とりわけ江蘇・浙江など江南諸省）に「漂流」したという記事が頻出していることを指摘している。そして、それらの漂着記事に関して、それを字義通り「漂流」と見るべきか、「漂流」をよそおった密貿易船団と見るべきかという論点を提起して、氏自身の以下のような見解を述べている。

これらの「漂流」船が、すべてとはいわないまでも、そのかなりの部分が仕組まれた密貿易船団だと断定しうる確証はない。しかし、この時期のいわば「漂流」記事の氾濫は、その背景に、仕組まれた「漂流」、別言すれば密貿易の流行という現実がよこたわっていた可能性がある。もしそのような推測が可能だとすれば、知念村民の一部が参加したのも含めて、これはもう沖縄諸島全域のあらゆる持船が東シナ海に繰り出して織りなす壮大な密貿易の絵巻ということになる。〔知念村史編集委員会 1983：455〕。

すなわち、19世紀初頭以降に、沖縄全域において、中国との密貿易の流行があった可能性についての指摘である。

- (7) 筆者の調査によれば、かつての久高のウミンチュは、航海中に燻製したイラブーをカツオ節のように削って食べたとか、船に何匹かのウミガメを積んでおいて（逆さにひっくり返しておくとか、ウミガメは1年間も生きる）、定期的にその生肉を食べたという伝承があり、久高ウミンチュが長期の航海に適応できたのは、そのためだと語る話者がいた。なお、カメの生肉を食べ過ぎるとカメの血が汗に分泌されてサメに襲われる危

険があるので、食べ過ぎないように注意した、という話もある。

- (8) 北方への出稼ぎ漁と関連のある「タカワタシニシヤ 波アラサ アムヌ マミガラヌニシトゥ チリティ イモリ」という歌が伝承されている。歌の意味は、「タカ(サシバ)が渡ってくる北風は強く波が荒いので、それをやり過ごしてから、マミガラ(語義不明)の北風と一緒に島に帰っていらっしやい」になる。

#### <参考文献>

- 赤嶺政信 2009「久高島の<名付け>考」『日本東洋文化論集』15、琉球大学法文学部
- 新垣源勇 1983「中国福州に眠る久高島船頭」『広報ちねん』26、知念村役場
- 新垣孫一 1935「久高島調査メモ」未刊、新垣源勇氏(南城市)所蔵
- 石垣市総務部市史編集室 一九九八『石垣市史叢書(11)』石垣市
- 石原昌家 1990「奄美大島における沖縄人の生活史」『鹿兒島県大島郡瀬戸内町調査報告書(5)』沖縄国際大学南島文化研究所
- 上江洲均 1987「久高島聞き書き」『沖縄民俗研究』7、沖縄民俗研究会
- 小川徹 1985「久高島民俗社会の基盤－「地割組」の組成分析－」(法政大学沖縄文化研究所久高島調査委員会編 1985)
- 沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編 2003『沖縄県史資料編16(下)女性史新聞資料 明治編』、沖縄県文化振興会
- 喜舎場永旬 1970『八重山古謡(上)』沖縄タイムス社
- 北村也寸志 2004「かつお節と薪－海と森を結ぶもの－」藤林泰・宮内泰介編著『カツオとかつお節の同時代史』コモンズ
- 金城正篤 1983「飛船・水梢・帆船航海・漂流等関係資料 解題」(知念村史編集委員会編 1983)
- 球陽研究会編 1974『球陽－読み下し編－』角川書店



- 小島瓊禮 1979「歴史的概観」沖縄県教育庁文化課編『イザイホー調査報告書  
—久高島イザイホー民俗文化財特定調査—』沖縄県教育委員会
- 知念村史編集委員会編 1983『知念村史第1巻資料編1知念の文献資料』知念  
村役場
- 寺嶋秀明 1977「久高島の漁撈活動—沖縄諸島の一沿岸漁村における生態人類  
学的研究—」伊谷純一郎・原子令三編『人類の自然誌』雄山閣出版
- 十島村誌編集委員会編 1995『十島村誌』十島村役場
- 豊見山和行 2001『琉球王国法制史史料の基礎的研究』琉球大学教育学部
- 豊見山和行 2006「冊封使・徐葆光の記録『中山傳信録』と琉球」『国文学  
解釈と鑑賞』71-10、至文堂
- 豊見山和行 2006「漁撈・海運・商活動—海面利用をめぐる海人と陸人の琉球  
史—新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力（下）』コモン  
ズ
- 登山修 2000『奄美民俗雑話』春苑堂出版
- 内藤直樹 1999「『産業としての漁業』において人—自然関係は稀薄化した  
か：沖縄県久高島におけるパヤオを利用したマグロ漁の事例から—」『エコ  
ソフィア』4、民族自然誌研究会
- 内藤直樹 2003「個人のこころみがささえる生業変容—沖縄県久高島における  
生業活動の変遷の過程から—」篠原徹『現代民俗誌の地平1 越境』朝倉書店
- 名越左源太（国分直一・恵良宏校注）1984a『南島雑話（1）』平凡社
- 名越左源太（国分直一・恵良宏校注）1984b『南島雑話（2）』平凡社
- 波照間永吉 2001「沖縄の船・航海・祭祀—説話と歌謡から—」赤坂憲雄編  
『東北学』5、東北芸術工科大学東北文化研究センター
- 原田禹雄訳注 1997『汪揖 冊封琉球使録三篇』榕樹書林
- 原田禹雄訳注 1999『徐葆光 中山傳信録』榕樹書林
- 原田禹雄訳注 2001『夏子陽 使琉球録』榕樹書林

- 原田禹雄訳注 2003『周煌 琉球国志略』榕樹書林
- 比嘉康雄 1993a『神々の原郷久高島（上）』第一書房
- 比嘉康雄 1993b『神々の原郷久高島（下）』第一書房
- 東恩納寛惇 1980（1950）『南島風土記』『東恩納寛惇全集（7）』第一書房
- 法政大学沖繩文化研究所久高島調査委員会編 1985『沖繩久高島調査報告書』  
法政大学沖繩文化研究所
- 宮下章 2000『ものと人間の文化史97・鯉節』法政大学出版局
- 琉球王国評定所文書編集委員会編 1989『琉球王国評定所文書（2）』浦添市  
教育委員会
- 琉球王国評定所文書編集委員会編 1991『琉球王国評定所文書（6）』浦添市  
教育委員会
- 琉球王国評定所文書編集委員会編 1992『琉球王国評定所文書（8）』浦添市  
教育委員会
- 琉球王国評定所文書編集委員会編 1994『琉球王国評定所文書（10）』浦添市  
教育委員会
- 琉球王国評定所文書編集委員会編 1996『琉球王国評定所文書（12）』浦添市  
教育委員会
- 琉球王国評定所文書編集委員会編 2000『琉球王国評定所文書（15）』浦添市  
教育委員会